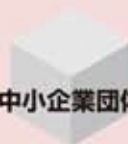


中小企業支援制度

平成28年度

広島県及び広島県内各市の
中小企業支援制度



広島県中小企業団体中央会

組合活性化情報2016

広島県の制度融資

●県費預託融資制度一覧

平成28年4月1日現在

制度名	対 象 者	限 度 額	使 途	融資期間 (据置期間)	貸出利率(％/年)		信用保証 料率	申込先	
					固定金利				
					信用保証付	信用保証なし			
小規模融資	①小口資金	従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに事業協同小組合、小規模な企業組合及び協業組合で、小口零細企業保証又は特別小口保証の対象となる者 ※特別小口保証を利用する場合は、租税を完納していること	1,250万円	運転・設備	10年 (6カ月) ※特別小口保証適用時は運転7年	1.4	－	【料率B】 (小口零細企業保証適用) ※特別小口保証適用時は年0.6%	取扱金融機関
	②無担保資金	担保の提供が困難な従業員20人(商業・サービス業5人(宿泊業・娯楽業は20人))以下の小規模企業者並びに原則として小規模企業者により構成される組合等及びその構成員		運転・設備	10年 (6カ月)	1.4	－	【料率B】	
経営安定融資	③一般資金	中小企業者・組合等 ※借換は、返済中の県費預託融資の運転資金で、金融機関・信用保証協会が認めた場合に限りです。	【1年超】 中小企業者 7,000万円 組合等 8,000万円 【1年以内】 中小企業者 2,000万円 組合等 4,000万円	運転 (借換含) 設備 運転	10年 (1年) 10年 (3年) 1年	1.9	2.2	【料率A】	取扱金融機関
	④流動資産担保資金	売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者	3,000万円	運転・設備	1年	1.9	－	【年0.68%】 (流動資産担保融資保証適用)	
	⑤セーフティネット資金 (国指定)	広域のかつ影響が甚大であるとして国が指定した取引先の倒産、生産調整、事故又は災害によって影響を受けている中小企業者・組合等(セーフティネット保証1～4号、6号) ※セーフティネット認定は市町が行います。	中小企業者 8,000万円 組合等 16,000万円	運転 (災害の場合は設備を含む)	運転10年 (1年) 【災害の場合】 設備10年 (3年)	1.2	－	【年0.7%】 (経営安定関連保証適用)	取扱金融機関 (セーフティネット認定は市町)
	⑥倒産防止等資金 (県指定等)	県が指定した取引先の倒産、事故並びに市町の認定(り災証明)した災害によって影響を受けている中小企業者・組合等	中小企業者 4,000万円 組合等 8,000万円	運転 (災害の場合は設備を含む)	運転10年 (1年) 【災害の場合】 設備10年 (3年)	1.2	1.5	【料率B】	取扱金融機関
緊急対応融資	⑦緊急経営基盤強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ①経営環境の変化等により、売上や売上総利益率等が5%以上減少、又は経常損失に転じるなど経営の悪化を来しているが、中長期的(概ね3年後)には業況が回復する見込みのある者 ※セーフティネット保証5号の認定は市町が行います。 ②経営の危機を克服する見込みや企業再建により再生の見込みがあるとして、関係団体(商工会議所、商工会、広島県商工会連合会又は広島県中小企業再生支援協議会)の推薦を受けた者	4,000万円	運転	10年 (1年)	【対象者①の場合】 1.2 【対象者②の場合】 1.2	1.5 －	【料率B】 ※経営安定関連保証適用時は年0.7% 【料率B】	取扱金融機関 (推薦は関係団体窓口)
	⑧借換資金	緊急経営基盤強化資金の要件を満たし、かつ、県費預託融資の借入残高のある中小企業者・組合等	5,000万円 (うち新規運転資金4,000万円)	借換 (新規の運転を含む)	10年 (1年)	1.2	－	【料率B】	
	⑨特別資金	【経営改善支援特別資金】 経営支援機関等(商工会議所、広島県商工会連合会、商工会、広島県中小企業再生支援協議会及び県費預託融資の取扱金融機関)の支援を受けて策定又は変更した経営改善計画に基づき、経営改善等に取り組む者で、経営改善等の見込みがあるものとして、経営支援機関等から推薦を受けた者 ※取扱期間は平成29年3月31日まで	8,000万円 (うち新規資金4,000万円)	借換・運転・設備	10年 (1年)	3.1 以下	－	【料率B】	取扱金融機関 (推薦は経営支援機関等窓口)
		緊急対応が必要であるとして知事が定める者	知事が別に定める額	運転・設備	知事が別に定める期間	知事が別に定める利率		知事が別に定める料率	取扱金融機関
産業支援融資	⑩創業支援資金	次のいずれかに該当する者 ①新たに事業を開始若しくは会社設立予定の個人又は中小企業者である会社 ②事業開始又は会社設立後5年未満の中小企業者 ※再挑戦あり	2,500万円	運転 設備	10年 (1年) 10年 (1年)	1.2 0.5	－ －	【年0.7%】 (創業(等)関連・支援創業関連・再挑戦支援保証適用)	取扱金融機関

制度名		対 象 者	限 度 額	使 途	融資期間 (据置期間)	貸出利率(%/年)		信用保証 料率	申込先
						固定金利			
						信用保証付	信用保証なし		
産業支援融資	⑪事業活動 支援資金	次のいずれかの事業を行おうとする中小企業者又は組合等 ①「経営革新計画」の承認を受けた事業を行う者 ②事業転換又は多角化により新分野へ進出するための事業を行う者 ③中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法の認定を受けて事業を行う者 ④県内の公的産業団地への新規進出に伴い事業を行う者 ⑤「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けて事業を行う者 ⑥事業承継に関する主務大臣の認定を受けた者 ⑦(公財)ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により、評価書の発行を受けた者	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運転	10年 (3年)	1.4	1.7	【料率B】	取扱金融機関
				設備	15年 (3年)	0.7	1.0		
	⑫新成長分野 支援資金	成長分野(医療・健康、環境・エネルギー、観光分野)の事業を行う中小企業者で、事業拡大等を行うもの	20,000万円 (うち運転資金 6,000万円)	運転	10年 (3年)	1.4	1.7	【料率B】	
				設備	15年 (3年)	0.7	1.0		
労働支援融資	⑬雇用促進 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者 ①新たに正社員を雇用(非正社員から正社員への転換を含む)する者 ②新たに障害者又は65歳以上の高齢者を常用雇用する者 ③障害者又は65歳以上の高齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者	7,000万円	運転	10年 (1年)	1.4	1.7	【料率B】	取扱金融機関
				設備	10年 (3年)	0.7	1.0		
	⑭仕事と家庭の 両立 支援資金	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等 ①次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画を策定し、かつ、広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に登録し、次のいずれかに該当するもの ア一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者 イ広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度に登録し、男性労働者が育児休業等を5日以上連続して取得した又は取得予定のもの ウ広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度に「仕事と介護の両立支援の取組」に登録し、次のいずれかに該当するもの ・仕事と介護の両立支援を推進するための事業を行う者 ・労働者が介護休業等を31日以上取得した又は取得予定のもの ②女性活躍推進法の一般事業主行動計画を実施するための事業を行う者	7,000万円	運転	10年 (1年)	1.4	1.7	【料率B】	
				設備	10年 (3年)	0.7	1.0		

- (注) 1 広島県信用保証協会の特別保証制度を利用する場合は、協会の特別保証料率・保証期間等を適用します。
2 表示している貸出利率は、平成28年4月1日適用のものであり、金融情勢により変更する場合があります。
3 産業支援融資及び労働支援融資の設備資金の貸出利率は、平成28年度新規融資分の運転資金の貸出利率から引き下げています。(表中の利率は、引下げ後の貸出利率)
4 運転資金と設備資金を一つの融資として実行する場合は、運転資金の貸出利率・融資期間を適用します。

●無担保スピード保証融資制度

制度名	対象者	限度額	使途	融資期間 (据置期間)	貸出利率 (%/年)	信用保証料率	申込先
⑮無担保 スピード保証 融資	次のすべてを満たす中小企業者 ①県内に事業所を有し、信用保証対象業種に属する事業を営んでいること ②引き続き1年以上同一事業を行っていること ③申込金融機関と正常な与信取引があり、かつ返済能力があること ④直近2期の決算書等を提出できること ⑤信用保証協会の保有する審査システムによる判定結果が一定水準以上であること など	3,000万円 ※運転資金は、原則として最近決算の平均月額の3か月以内を総保証債務残高が8,000万円以内、かつ、保証後の総借入残高は原則として最近決算の年商以内	運転・簡易な設備	7年 (6月)	取扱金融機関の 所定金利 (固定金利又は変動金利：4.0%以下)	【料率A】	取扱金融機関

お申し込み先 次の各取扱金融機関へお申し込みください。

現在、金融機関と取引のない方などは、まず信用保証協会に申し込みを行い、金融機関へのあつ旋を受けることもできます。

	県費預託融資制度	無担保スピード保証融資制度
銀 行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、鳥取銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行	広島銀行、もみじ銀行、中国銀行、山口銀行、伊予銀行、四国銀行、西日本シティ銀行、山陰合同銀行、西京銀行、百十四銀行、愛媛銀行、香川銀行、トマト銀行
信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫	広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫
信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀、朝銀西信用組合	広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、信用組合広島商銀
その他	農工組合中央金庫	農工組合中央金庫

○ 取扱金融機関へ提出された書類に記載されている個人情報については、制度の適切な運用に必要な範囲で、無において利用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

●信用保証料率

(%/年)

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 A	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率 B	1.33	1.22	1.08	0.94	0.80	0.70	0.56	0.54	0.40

- (注) 1 平成28年4月1日現在の料率であり、その後の信用保険料の改定等により変更することがあります。
 2 ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。
 3 料率Bは、事業拡大や経営の回復などを図ろうとする中小企業の資金調達コストを低減するため、広島県及び広島県信用保証協会の負担により、通常適用される基本保証料率（料率A）より引き下げた料率となっています。
 4 (公財) ひろしま産業振興機構が実施する「中小企業技術・経営力評価制度」により、評価書の発行を受けた方は、別途、広島県の信用保証料補助制度（保証料0.1%分）があります。（お問い合わせ先：広島県商工労働局イノベーション推進チーム TEL082-513-3357）

詳細は広島県のHP(<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/1168838262945.html>)をご覧ください。

お問い合わせ先 広島県経営革新課 TEL 082-513-3321

広島市の中小企業支援制度

●借換融資（特例）

広島市では、「中小企業金融円滑化法」の終了など、厳しい経済環境下において、経営改善計画を策定し、経営の改善に取り組む市内中小企業等の皆様を対象に、既往借入金の一括化及び借り換えのための融資を実施することにより、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図り、経営改善等を促進することを目的とした借換融資（特例）制度を創設しました。

ご利用いただける方	この要綱の融資対象となる中小企業者及び組合で、1年以上継続して同一事業を営んでいるものであって、次の要件のいずれにも該当するもの ア 経営改善計画を策定し、取引金融機関からの支援を受けて経営の改善に取り組んでいるもの。 イ 融資申込時で、保証協会の信用保証付きの借入金残高があるもの。 ウ 本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られ、経営の改善が見込めるもの。
資金使途	保証協会の信用保証付借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金
融資限度額	7,000万円以内（返済資金以外の新規運転資金は2,000万円以内とする。）
融資期間	10年以内
融資利率	年2.1%以下
信用保証	全て保証協会の信用保証付とする。 ※信用保証はすべて責任共有制度の対象保証とし、他の保証制度との併用はできないものとする。
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、上記取扱金融機関へ申込をしてください。 1 「借換融資（特例）承認申請書」2部 2 資金繰表 3 経営改善計画書（参考様式と同等の項目が網羅されたもの）又はその写し 4 法人：現在事項全部証明書等、個人：住所が確認できるもの、組合：定款 5 最近の1期分の決算書又は確定申告書の写し 6 許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） 7 その他上記取扱金融機関又は広島県信用保証協会にそれぞれが定める書類 8 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 TEL 082-504-2237 (公財) 広島市産業振興センター 中小企業支援センター TEL 082-278-8032

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。

●広島市中小企業融資制度

融 資 の 種 類		ご利用いただける方
一般貸付	一般振興融資	市内中小企業者及び組合
	高度化資金	県高度化資金貸付の対象となる組合で、高度化事業を行うもの
	小規模事業融資	市内小規模事業者等
	小口零細企業資金	市内小規模事業者等で、小口零細企業保証の対象となるもの
新事業支援貸付	新分野進出支援融資	市内中小企業者及び組合で、新分野進出や事業多角化等を行おうとするもの
	創業支援融資	事業を営んでいない個人が融資対象となる中小企業者として新たに事業を営もうとするもの又は事業を開始した日以後3年を経過していないもの（創業関連・創業等関連は事業開始後5年未満の中小企業者を含む。） ※個人として事業を営むものにあつては、創業する事業所が市内にあれば、市外在住者であっても融資対象とする
	創業チャレンジ・ベンチャー資金	「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受けたもの
経営支援貸付	特別融資 セーフティネット資金	市内中小企業者および組合で、取引先の再生手続開始申立等や事業活動の制限、災害、業況の悪化、取引金融機関の破綻又は金融取引の調整等により経営の安定に支障を生じてるもの
	景気対策特別融資（取扱期間：平成29年3月31日まで）	市内中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの ①最近3か月間の月平均売上額が平成23年9月1日以降のいずれかの年の同期に比較して10%以上減少しているもの ②最近3か月間の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が平成23年9月1日以降のいずれかの年の同期に比較して10%以上減少しているもの
	借換融資（取扱期間：平成29年3月31日まで）	市内中小企業者及び組合で、次のいずれにも該当するもの ①信用保証付きの本市制度融資の借入の残高があるもの ②本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られるもの
	借換融資（特例）（取扱期間：平成29年3月31日まで）	市内中小企業者及び組合で、次のいずれにも該当するもの ①経営改善計画を策定し、取引金融機関からの支援を受けて経営の改善に取り組んでいるもの ②信用保証付きの融資の借入残高があるもの ③本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られ、経営の改善が見込めるもの
政策貸付	特別融資 災害復旧資金	市内中小企業者及び組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの
	中山間地域・離島振興資金	市内中小企業者及び組合で、山村振興法第7条の規定に基づき指定された振興山村地域又は離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に事業所を有するもの又は設置しようとするもの
	環境保全資金	(1)市内中小企業者及び組合で、次のいずれかを行うもの ①公害防止設備の設置 ②低公害車の購入 ③フロン類の回収及び代替設備、新エネルギー導入施設及び資源リサイクル施設、省資源・省エネのための設備等を設置 ④ISO14001規格等の認証取得 ⑤吹付け石綿（アスベスト）の除去・囲い込み (2)市内中小企業者及び組合で、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証、ひろしまエコ事業所認定のいずれかを取得しているもの (3)市内中小企業者及び組合で、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく計画書を提出しているもの
	新成長ビジネス育成資金	市内の中小企業者及び組合で、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」「観光ビジネス」「医療・福祉関連ビジネス」「都市型サービスビジネス」の新成長産業を営むもの又は営もうとするもの
	障害者雇用支援資金	市内中小企業者及び組合で、新たに障害者を常用雇用するもの、常用雇用している障害者の割合が3.6%以上であるものや、職場適応支援者（ジョブコーチ）を配置するもの
	男女共同参画・子育て支援資金	市内中小企業者及び組合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営、育児休業者の職場復帰を支援するための事業などを行うものや、本市男女共同参画推進事業所顕彰事業や本市子育てに優しい事業所顕彰事業などの表彰を受けたもの、働く女性、若者のための就労支援環境整備事業として市が実施する認定制度の認定を受けたもの、女性活躍推進法に基づき事業主行動計画を策定したものなど
広島市中小企業協同組合融資		広島市中小企業協同組合に加入している市内中小企業者

融資限度額	融資期間（据置期間）	利率（年）
運転資金・設備資金 7,000万円	10年以内（1年以内）	2.1%
対象事業費の10%	県高度化資金貸付の融資期間と同じ	1.6%
運転資金・設備資金 1,250万円 小口零細は、保証協会に別口の保証残高がある場合、その保証付融資残高を含めて1,250万円	10年以内（1年以内）	1.6%
	10年以内（6ヶ月以内）	
運転資金・設備資金 1億円 （うち運転資金は、5,000万円以内）	運転資金 10年以内（1年以内） 設備資金 10年以内（3年以内）	1.4%
運転資金・設備資金 1,000万円 ただし、創業関連保証を利用するもので、認定特定創業支援事業の支援を受けたことについて、市に証明されたものは1,500万円とする	10年以内（1年以内）	
		0.5%
運転資金 3,000万円	10年以内（1年以内）	1.4%
		1.2%
借換資金・運転資金 5,000万円 （運転資金は、1,000万円以内）	10年以内（1年以内）	2.1%
借換資金・運転資金 7,000万円 （運転資金は、2,000万円以内）	10年以内	
運転資金・設備資金 7,000万円	10年以内（1年以内）	1.2%
運転資金・設備資金 手形貸付、手形割引とも 1,000万円	7年以内	2.1%

詳細は広島市中小企業センターのHP（http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/docs/shosai_ichiran.pdf）をご覧ください。

お問い合わせ先 広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 TEL 082-504-2237
（公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター TEL 082-278-8032
ただし、広島市中小企業協同組合融資の申込先は TEL 082-277-6561

呉市の中小企業支援制度

●呉市中小企業融資制度

融資制度名		こんなときにご利用ください		利用できる方
経営安定資金	長期	一般的な資金	長期の運転資金が必要なとき	中小企業者
	短期		1年以内の短期資金が必要なとき	
	季節資金 (夏季・年末)		夏季・冬季に一時的な資金が必要なとき受付は (夏季 6月1日～8月31日) (年末 11月1日～12月30日)	
	連鎖倒産防止	経営安定	取引先の倒産により運転資金が必要なとき	
	災害復旧		災害等により受けた被害の復旧資金が必要なとき	
	景気対策特別		業況悪化しているために運転資金が必要なとき	
	小規模事業資金	小口資金	小規模事業者が小口資金をより有利な条件で必要なとき	
創業支援資金	独立開業	独立開業の資金が必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者	
		呉市インキュベーション施設入居者が事業資金を必要なとき	創業者又は創業後5年未満の中小企業者かつ呉市インキュベーション施設入居者	
ものづくり技術伝承資金	技術伝承	ものづくり技術の伝承や高度化のために資金が必要なとき	中小企業者又は組合	
職場環境改善資金	設備投資	福利厚生、労働環境改善、ワークライフバランスの推進等のための資金が必要なとき		
設備近代化資金		事業拡大等のために設備資金が必要なとき		
公害防止資金	公害防止	公害防止のための設備資金や運転資金が必要なとき		
公害防止資金 (アスベスト対策)		アスベスト対策の資金が必要なとき		
協同組合融資	協同組合	組合及び組合員の運転資金が必要なとき	組合又はその組合員	
商店街等振興資金	商店街	商店街の事業者や新規事業者が資金を必要とするとき	中小企業者又は組合	
高度化事業等資金	高度化事業	高度化事業等を実施するための資金が必要なとき	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する高度化事業等を実施する組合	
借換支援資金	既往借入金の借換えのための資金及び新たに運転資金が必要なとき		市融資制度の借入金残高があり、本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られる中小企業者	

●呉市中小企業融資制度分担金

上記「呉市中小企業融資制度」の利用者を対象に、利用者の負担軽減を図るため、呉市が分担金を支出することにより、信用保証料率の引き下げを行い、中小企業の資金調達コストの軽減や、公的保証の利用拡大を図っています。

中小企業の経営状態を加味した9段階の料率体系とし、適用保証料率は、一般融資制度（経営安定資金＜短期・長期・季節資金＞、協同組合、設備近代化資金、高度化事業等資金融資、地方卸売市場入場業者）、特別融資制度（経営安定資金＜連鎖倒産防止・災害復旧・景気対策特別資金＞、公害防止資金、職場環境改善資金、商店街等振興資金、ものづくり技術伝承資金、借換支援資金）によって引下げ料率が異なります。

●いっばい来てくれ店舗公募事業

概要 呉市の商業を活性化、空き店舗等の解消、雇用やにぎわいの創出等を図るため、市内の商業・近隣商業地域の空き店舗、空き倉庫、空き事務所、空き家に新規出店を目指す事業者から「魅力的な店舗等の事業案」を募集し、選ばれた事業者に奨励金を交付。

対象 ・おもに小売業、飲食業、サービス業を営む事業者（他の業種との兼業可）
・平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）までの間において、市内の商業・近隣商業地域（旧呉市、川尻、安浦）の空き店舗等に新規出店される方

奨励金 10月開催予定の選考委員会にて選定された方に予算の範囲内で奨励金を交付
・優秀賞 200万円・奨励賞 100万円

公募期間 平成28年8月1日（月）～平成28年9月30日（金）

融 資 の 条 件				
使 途	限 度 額	融資期間	年 利% (保証料%)	返済方法
運 転	2,000万円	10年以内	1.80 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 1年以内
	1,000万円	1年以内	1.60 (保証協会所定の料率)	月賦 一時払
	500万円	6か月以内	1.60 (保証協会所定の料率)	月賦 一時払
	1,000万円	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 1年以内
運 転 ・ 設 備	1,000万円	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 2年以内
運 転	2,000万円	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 1年以内
運 転 ・ 設 備	800万円	5年以内	1.30 (保証協会所定の料率)	月賦 据置 6か月以内
運 転 ・ 設 備	2,500万円 (支援創業関連保証と創業等関連保証を併用する場合は3,000万円)	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 据置 1年以内
運 転 ・ 設 備			1.00 (保証協会所定の料率)	
運 転 ・ 設 備	2,000万円	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 1年以内
運 転 (ワークライフ バランスのみ)	1,000万円	10年以内	1.30 (保証協会所定の料率)	月賦 据置 2年以内
設 備	5,000万円	10年以内		
設 備	3,000万円 組合5,000万円	10年以内	1.80 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 2年以内
公 害 防 止 の 運 転 ・ 設 備	1,000万円	10年以内	1.30 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 1年以内
公 害 防 止 の 運 転 ・ 設 備	2,000万円	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 2年以内
運 転	1組合員につき2,000万円	1年未満	1.60 (保証協会所定の料率)	月賦 一時払
		5年以内	1.80 (保証協会所定の料率)	月賦 据置 6か月以内
運 転	1,000万円	10年以内	1.30 (保証協会所定の料率)	月賦 半年賦 据置 1年以内
設 備	3,000万円			
事業に必要な土地、建物、設備の取得資金	要綱に定めるところによるが1組合員当たり700万円以内	10年以内	1.80 (保証協会所定の料率)	年賦 据置 1年以内
既往保証付き借入金の返済資金及び返済資金以外の運転資金	5,000万円 (既往保証付き借入金残高を限度額とし返済資金以外の運転資金は、1,000万円を限度額とする)	10年以内	1.15 (保証協会所定の料率)	月賦 据置 1年以内

●島のにぎわい拠点公募事業

- 概 要** 島しょ部の商業活性化、にぎわいや交流の創出を図るため、人口減少や高齢化が進む島しょ部において、新規出店又は買い物困難者対策等として既存店舗で新たな事業等を実施しようとする事業者から「魅力的な店舗等の事業案」を募集し、選考委員会で選ばれた事業者に奨励金を交付。
- 対 象** ・ おもに小売業、飲食業、サービス業を営む事業者（他の業種との兼業可）
・ 平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）までの間に、音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町において新規出店又は既存店舗で新たな事業等を実施しようとする事業者
- 奨 励 金** 10月間推定選考委員会で選定された方に予算の範囲内で奨励金を交付
・ 優秀賞 200万円 ・ 奨励賞 100万円
- 公募期間** 平成28年8月1日（月）～平成28年9月30日（金）

詳細は呉市のHP（<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/topics080410-0500.html>）をご覧ください。

お問い合わせ先 呉市商工振興課 TEL 0823-25-3815

竹原市の中小企業支援制度

●竹原市中小企業融資制度

概 要		市内の中小企業者の金融難を緩和するため、資金を低率で融資する制度
資金使途内容等		①運転資金 ②設備資金
融 資 限 度 額		①1,500万円 ②1,500万円
融資条件	期 間 ・ 利 率	①7年以内（6カ月据置期間含む）・1.8%（ただし1年以内及び信保付1.2%） ②7年以内（6カ月据置期間含む）・1.8%（ただし信保付1.2%） ※運転資金及び設備資金を一つの融資として実行する場合は、各資金の合計金額を運転資金に係る融資金とみなし、運転資金の区分を適用する。
	保 証 料 率	基本保証率から10%低減した保証料率を設定
申 込 期 間		随時
償 還 方 法		各金融機関の所定の方法による

●工場等設置奨励金・雇用奨励金

概 要	竹原市内に工場等を新設または増設する者に対して、操業開始以降課税される固定資産税相当額を3年間助成する。（竹原工業・流通団地への立地については別途助成制度あり）	
対 象	製造業・流通業	新設：投下固定資産総額 1億円以上 増設：投下固定資産総額 5,000万円以上
助 成 内 容	初年度：固定資産税相当額の100分の100 2年度：固定資産税相当額の100分の75 3年度：固定資産税相当額の100分の50 ※助成限度額：3年度間の合計で5,000万円	
申 請 時 期	工事に着手する日の1か月前までに「工場等設置奨励措置指定申請書」を提出し、指定事業者となる必要がある。	
特 記 事 項	操業開始に伴う、新規雇用常用従業者が10人以上の場合、雇用奨励金を1人につき15万円（助成限度額2,000万円）を助成する。	

●竹原市創業者支援利子補給金交付制度（新規）

概 要	新規創業者の創業時の負担を軽減するため、創業に係る資金の利子相当額を補給する制度	
対 象	①竹原商工会議所の創業相談を受けていること ②竹原市内に事業所を有していること ③融資を受けて1年以内に創業した方、または、創業後1年以内に融資を受けた方 ④市税の滞納がないこと ⑤過去にこの利子補給制度を受けたことがないこと	
対 象 融 資	①日本政策金融公庫の創業に係る資金 ②市内の民間金融機関が実施する創業資金 （※①・②の融資の併用も可能です。）	
補 給 内 容	融資を受けた日から2年間の支払利子相当額の2分の1 （1,000円未満切り捨て、年間の上限額は20万円）	
特 記 事 項	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの承認申請書提出分を対象 融資を受けた日から起算して、60日以内に承認申請書を提出すること 補助金交付は、1事業者につき1回限り	

詳細は竹原市のHP（<http://www.city.takehara.lg.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 竹原市産業振興課 TEL 0846-22-7745

三原市の中小企業支援制度

●三原市中小企業融資制度

制度名	中 小 企 業 融 資			中小企業組合等融資
対 象	市内において事業を行う中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第1号の2に定める中小企業者であって次に該当する者 1 市内に事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる者 2 市税を完納している者 ※長期運転資金・設備資金は合わせて1事業者1融資となります。			市内に事業所を有する中小企業等協同組合法等により設立された組合及びその構成員 （事業協同組合・企業組合・協業組合・商工組合・商店街振興組合・商店街振興組合連合会）
貸付限度額	2,000万円以内			組合 2,000万円以内 構成員 1,000万円以内
資 金 使 途	長期運転資金	設備資金	短期運転資金	原則として運転資金
貸 付 期 間	3年超10年以内 （6ヶ月以内の据置可）	3年超10年以内 （6ヶ月以内の据置可）	3年以内 （6ヶ月以内の据置可）	7年以内
貸 付 利 率	年1.5%		年1.0%	1年未満年1.8% 1年以上年2.0%
返 済 方 法	元本均等分割払い			分割払い
受 付 期 間	常 時			常 時
受 付 場 所	中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、呉信用金庫 広島県信用組合、両備信用組合 市商工振興課（幹旋）			商工組合中央金庫福山支店
取扱金融機関	中国銀行、広島銀行、もみじ銀行、しまなみ信用金庫、呉信用金庫 広島県信用組合、両備信用組合			商工組合中央金庫福山支店

（通常の貸付利率より、さらに低利でご利用いただけますので、ぜひご利用ください。）

●三原市創業資金利子補給金交付制度

認定特定創業支援事業証明書の交付を受け、㈱日本政策金融公庫の創業に係る資金又は広島県制度融資の創業支援資金を利用した創業者に対し、融資を受けた日から2年間の利子相当額（上限30万円/年）の補給金制度を実施しています。

●三原市中小企業融資資金利子補給金交付制度

三原市中小企業融資（短期運転資金を除く）を新たにご利用の方に対して、融資金の残高の0.5%以内について、融資を受けた日から3年間、利子補給金制度を実施しています。

（通常の貸付利率より、さらに低利でご利用いただけますので、ぜひご利用ください。）

●三原市中心市街地活性化事業費補助金

概 要	中心市街地活性化のため商工団体、商栄会等が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
対 象	中心市街地の活性化を促進するイベント開催事業、情報発信事業、生活環境改善事業、人材育成事業、研修会開催事業等
助 成 内 容	事業費から事業による収入を控除した額の2分の1以内で、限度額は1件につき50万円
申 請 時 期	補助事業の実施日の30日前まで

●小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給金交付制度

概 要	平成24年4月1日以降に新規に日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付を受けた事業者に対して利子補給を行う。
対 象	・平成24年4月1日以降に新規に日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付を受けた事業者 ・市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 ・市税を完納している者
補 給 内 容	年0.5%の利子に相当する額を補給する。（利子補給を開始した月から3年以内）

●三原市中心市街地新規出店支援事業補助金

概 要	中心市街地の空き店舗の解消を図り、商店街等の魅力及びにぎわいを取り戻すため、空き店舗を賃借し出店する新規事業者等に対して補助金を交付する。
対 象	三原市中心市街地空き店舗情報登録された店舗物件を活用し、店舗を営む事業
助 成 内 容	・店舗改装費補助金…改修等に要する経費で、補助率2分の1、限度額は50万円 ※認定特定創業支援事業証明書の交付を受けた者は60万円 ・店舗賃借料補助金…店舗の賃借料で、補助率2分の1、1階の店舗は月額4万円を限度 ・店舗賃借料補助金…店舗の賃借料で、補助率2分の1、1階以外の店舗は月額3万円を限度 ※店舗賃借料補助金は最大12ヵ月分
申 請 時 期	賃貸借開始日の30日前まで

●三原市地域商業活性化支援事業補助金

概 要	市内全域（中心市街地新規出店支援事業の対象区域である城町、本町、館町、港町を除く。）における商業の活性化を図るため、空き店舗等を活用した新規事業者や既存店舗を改装し事業を継続する事業者等に対して一部補助を行う。	
対 象	新規出店支援事業	経営支援事業
	(1) 空き店舗等※を新たに賃借し出店するもの (2) 自己所有の空き店舗等を改装し出店するもの (3) 店舗を新築し、又は空き店舗等を取得し出店するもの	(1) 既存店舗を改装して事業を継続するもの (2) 既存店舗を建替（移転を含む）て事業を継続するもの
助 成 内 容	賃借料	改装費
	対象経費：空き店舗等の賃借料（敷金、礼金、共益費等を除く。） 補 助 率：1/2以内 限 度 額：1階…月額3万円（12ヵ月） 1階以外…月額2万円（12ヵ月）	対象経費：内装、外装、給排水設備、サイン及び電気工事経費 補 助 率：1/2以内 ※既存店舗の改装等1/3以内 限 度 額：50万円（認定特定創業支援事業証明書の交付を受けた者は60万円） ※既存店舗の改装等40万円（認定特定創業支援事業証明書の交付を受けた者は50万円）

※空き店舗等とは既存の店舗、事務所、倉庫、作業場、住宅等の用に供する施設、又は供していた施設

●三原市工場等立地促進制度

概 要	市内に工場等を新設又は増設する者に奨励措置を講ずることにより、工場等の立地を促進し、産業の振興と雇用機会の増大を図る。
対 象	市内に工場等を新設、又は増設するもののうち、奨励事業者の指定基準（地域・業種・投下固定資産総額・新規雇用者等）に適合するもの。
助 成 内 容	・固定資産税相当額奨励金…新設又は増設した工場等に対して課せられた固定資産税に相当する額を初年度：100分の100、2年度：100分の75、3年度：100分の50の割合で奨励金として交付する。（限度額各年度・1億円） ・雇用奨励金…新規雇用した常用労働者数に1人につき10万円（市内在住者は30万円）（※中山間地域においては、20万円（市内在住者は40万円））を乗じた額を奨励金として交付する。（限度額2,000万円） ・土地取得奨励金…広島県所有地を購入し、新設又は増設するための土地取得金額に、三原西部工業団地（惣定地区）は100分の10、久井・大和工業団地及び広島臨空産業団地は100分の5を乗じた額を奨励金として交付する。 ・生産設備投資額奨励金…設備投資額に100分の5を乗じた額で、限度額1億円を交付する。 ・環境配慮型設備設置奨励金…設備額の2分の1を乗じた額で、限度額500万円を交付する。
申 請 時 期	・固定資産税相当額奨励金…固定資産税を完納した年度の翌年度 ・雇用奨励金…操業開始日から1年を経過した日以後 ・土地取得奨励金及び生産設備投資額奨励金…操業開始日以後 ・環境配慮型設備設置奨励金…操業開始日以後

●障害者雇用奨励金

概 要	障害者の雇用の促進と安定を図るため、市内に住所を有する障害者を常用労働者として雇用した事業主に「障害者雇用奨励金」を交付。
対 象	市内に住所を有する障害者を、常用労働者として継続雇用する市内の事業所
助 成 内 容	障害者1人につき月額30,000円
助 成 期 間	雇用の翌月から12ヵ月間

詳細は三原市のHP（<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先 三原市商工振興課 TEL 0848-67-6072